

## 再評価の概要

---

---

### 再評価対象事業（国要領第3、市要綱第4条関係）

1. 事業採択後5年経過して未着工の事業
2. 事業採択後10年経過して継続中の事業
3. 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年経過した事業
4. 再評価実施後5年経過した事業 等

### 再評価の視点（国要領第5、市要綱第6条関係）

1. 事業の必要性等
  - ・ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - ・ 事業の投資効果（費用対効果分析の原則実施）
  - ・ 事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

### 事業評価監視委員会（国要領第6、市要綱第7条及び第8条関係）

- ・ 大学教授、経済界、法曹界等で構成
- ・ 地方整備局、公団、地方公共団体毎に設置
- ・ 事業主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い意見具申
- ・ 審議の公開等により透明性を確保
- ・ 事業評価監視委員会の意見の尊重

### 対応方針（国要領第4、市要綱第15条及び第16条関係）

- 「継続」又は「中止」
- 評価結果、対応方針の決定理由等を公表